

高齢者医療制度の見直しのお知らせ

「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について次のとおり取りまとめられ、政府としてもこれを実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

なお、今後、正式に内容が決まりましたら、改めてお知らせします。

70～74歳の方の窓口負担

◆平成20年4月から平成21年3月末までの一年間、窓口負担が1割に据え置かれる予定です。

※3割負担の方は除かれます。

※平成18年の制度改正において、70～74歳の方の窓口負担について、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くもので



後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料

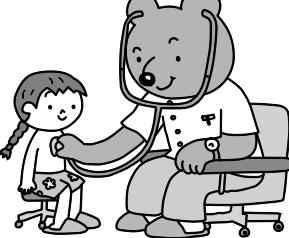
◆平成20年4月から9月までの6か月間は無料になり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、被保険者均等割が9割軽減された額となる予定です。

【対象者】

75歳以上の方で、後期高齢者医療の被保険者となる日の前日（平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日）において被用者保険の被扶養者となっている方



平成18年の制度改正では、被用者保険の被扶養者であり、国民健康保険の方は該当しません。



◆問い合わせ先
日野町では、福祉医療制度として助成していますので、実質的には、自己負担分は現在と変わりません。

住民課 保険年金担当
☎ 6571 有線⑤7784

窓口負担2割の対象者が、3歳未満から小学校入学前までになります。
お医者さんにかかったときの自己負担割合は、3歳未満が2割となっていますが、平成20年4月からこの2割負担の対象者が「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前」までに拡大されます。よって、2割となるのは「6歳に達する日以降の最初の3月31日まで」となります。

小学校入学前の子どもの自己負担が2割に